

教育長の勤務時間及び休暇等に関する条例案について

教育政策課

1 制定の理由及び内容

教育長の勤務時間及び休暇等を明確にするため、必要な事項を定める。

【内容】

教育長の勤務時間及び休暇等について、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の適用を受ける職員の例によることとする。

2 施行期日

公布の日

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋） （服務等）

第11条 略

2・3 略

4 教育長は、常勤とする。

5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

6～8 略

教育長の勤務時間及び休暇等に関する条例案

教育長の勤務時間及び休暇等については、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和 27 年長野県条例第 9 号）の適用を受ける職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。